共創による地域づくり推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　地域のまち･絆づくり検討委員会からの提言を踏まえ、コミュニティ（自治協議会、自治会・町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織等をいう。）をはじめ、企業やNPO、大学など様々な主体と共に創っていく「共創」によるまちづくりに取り組み、必要な事項等についての情報交換及び協議を行うために、「共創による地域づくり推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1)　コミュニティとの共創のあり方に関する協議等。

(2)　地域における各主体の共創に関する協議等。

(3)　各主体における共創の取り組みに関する協議等。

(4)　その他、共創及びコミュニティに関すること。

（組織）

第３条　協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)	学識経験者	１名
(2)	自治協議会等会長	２名
(3)	経済団体	１名
(4)	公民館館長	１名
(5)	大学関係者	１名
(6)	ＮＰＯ関係者	１名
(7)	企業関係者	１名
(8)	地域活動実践者	１名
(9)	区長又は区総務部長	１名

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、任期の途中で委員の交代があった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

３　会議は、原則としてこれを公開する。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課に置く。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成 28 年３月 28 日から施行する。ただし、この要綱施行の日に現に委員である者の任期については、第４条第１項の規定にかかわらず、平成 30 年３月 31 日までとする。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

令和8年度　共創による地域づくり推進協議会　委員名簿

（設置要綱順・敬称略）

氏名	所属団体名・役職名等	分野
森田（もりた）　昌嗣（よしつぐ）	九州大学名誉教授	学識経験者
森川（もりかわ）　裕史（ひろし）	福岡市自治協議会7区会長会代表	自治協議会等会長
宮脇（みやわき）　敬子（けいこ）	中央区舞鶴自治協議会会長	自治協議会等会長
三戸（みと）　尚美（なおみ）	福岡商工会議所中小企業経営支援部 中小企業振興グループ長	経済団体
中島（なかしま）　佳江（よしえ）	福岡市公民館館長会 （早良区飯原公民館館長）	公民館館長
山田（やまだ）　雄三（ゆうぞう）	福岡大学社会連携センター 地域連携コーディネーター・助教	大学関係者
古賀（こが）　桃子（ももこ）	ふくおかNPOセンター代表	NPO関係者
吉村（よしむら）　拓二（たくじ）	株式会社ふくや　支援部長	企業関係者
池田（いけだ）　祐介（ゆうすけ）	NPO 法人九州コミュニティ研究所	地域活動実践者
高着（こうちゃく）　さとみ	博多区総務部長	行政機関